

「学生の“学びの支援”緊急パッケージ」について

このことについて、文部科学省より通知がありましたのでご案内します。

アルバイト代減収への緊急支援

◆「[学びの継続](#)」のための『[学生支援緊急給付金](#)』

家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っており、その収入が大幅に減少した学生等に対して、10万円（うち非課税世帯の場合20万円）を支給

★申請〆切：6月10日（水） 学生課または保健看護学部事務室必着

◆[緊急特別無利子貸与型奨学金の創設](#) **NEW!**

アルバイト収入の大幅減少により修学の継続が困難になっている学生等が緊急的に新たに有利子奨学金の貸与を希望する場合、利子を国が補填（実質無利子化）

※申請手続きについては、日本学生支援機構より大学に通知され次第、掲載します。

家計急変世帯への緊急対応

◆[高等教育の修学支援新制度](#)

★申請〆切：随時 ※事由発生日から3か月以内に申込要

◆[授業料等減免制度（大学独自制度）](#)

★申請〆切：6月19日（金） 学生課必着

高等教育の修学支援新制度

◆真に支援が必要な低所得世帯を対象として、授業料等減免と給付型奨学金により支援
貸与型奨学金

◆より幅広い世帯を対象として貸与型奨学金により支援

★同意書等提出〆切：6月5日（金）まで延長

★スカラネット入力〆切：6月19日（金）まで延長

※募集案内は[こちら](#)

返還期限猶予制度の充実

（※減収・失業などで経済困難となり、返還困難な状況となった場合通算10年まで猶予）

◆[返還期限猶予の臨時対応](#) **NEW!**

当分の間、申請書のみ提出で迅速に振替を停止（通常、申請書+証明書を提出していたところ、証明書は後日提出で可とする）

◆[猶予10年超の者に対する猶予特例（1年延長）](#) **NEW!**

猶予制度（経済困難）を上限まで利用した方が、厳しい経済状況に置かれる状況を救済するため、当分の間、特例として上限を1年延長

※[新型コロナウイルスにより経済的な影響を受けている学生等への緊急対応措置 —学生の“学びの支援”緊急パッケージ（令和2年5月29日）](#)（文部科学省 HP）

※[困難な状況におかれている学生等が利用可能な制度等（5月29日時点）](#)